

MITSUI OCEAN CLUB (三井オーシャンクラブ) 会員規約

2003 年 1 月 1 日	制定
2020 年 4 月 1 日	改定
2023 年 8 月 1 日	社名変更
2024 年 11 月 1 日	改定
2026 年 7 月 3 日	改定

1. クラブの名称

本クラブ(以下「クラブ」)は、「MITSUI OCEAN CLUB(三井オーシャンクラブ)」と称します。

2. クラブの運営

クラブの運営・管理は、商船三井クルーズ株式会社(以下「会社」)が行います。また、クラブ運営のための事務局は、会社内に置きます。

3. クラブの目的

クラブは、会社が運航する一般募集クルーズを通じ、会員相互の親睦を図り、海とクルーズへの親しみを深めることを目的とします。

4. クラブへの入会

- (1) クラブの入会資格は、乗船の有無に関わらず、会社が定める方法により入会登録を行った方とします。入会金・年会費は無料とします。入会の申込みに際し、申込者は、本規約の内容を確認のうえ、これに同意するものとします。
- (2) 入会申込みに対する承認又は不承認は、会社の判断により行うものとします。会社は、次の各号のいずれかに該当すると合理的に判断した場合、入会申込みを承認しないことがあります。
 - ① 入会申込書その他提出書類の記載に虚偽又は重大な不備がある場合
 - ② 反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体その他これらに準ずる者をいう。)に該当し、又はこれらと社会的に非難される関係を有すると認められる場合
 - ③ 過去に本規約その他会社が定める規則に違反し、会員資格又は乗船資格を取り消されたことがある場合
 - ④ その他、クラブの適正な運営を妨げるおそれがあると会社が合理的に判断した場合
- (3) 入会登録は、会社所定の入会申込書の提出その他会社が別途定める方法により行うものとします。乗船中の申込みに加え、会社ウェブサイトその他会社が別途定める方法により、乗船前又は乗船経験がない場合であっても入会申込みを行うことができるものとします。
- (4) 会員登録に当たっては、氏名、住所、電話番号、電子メールアドレスその他会社が必要と定める事項を届け出るものとします。

5. 登録情報の変更

- (1) 会員は、住所、電話番号、電子メールアドレスその他登録情報に変更が生じた場合には、速やかに事務局に届け出るものとします。

- (2) 会員への通知又は送付物は、会員から届出のあった最新の情報に基づき行うものとし、この届出が行われず、また不備だった為に連絡事項・会員特典の不達など会員に不利益が生じた場合であったとしても、会社の故意若しくは過失又は責に帰すべき事由がある場合を除き、会社は責任を負わないものとします。

6. 会員への通知及び連絡

- (1) 会社は、会員に対する通知、案内、会員特典に関する情報提供その他クラブに関する連絡を、電子メール、郵送、電話、会社ウェブサイトへの掲示その他会社が適当と認める方法により行います。
- (2) クラブに関する主たる連絡方法は電子メールとし、会員は有効な電子メールアドレスを登録するものとします。ただし、電子メールの利用が困難であると会社が認めた場合は、この限りではありません。
- (3) 同一の住所に複数名の会員が登録されている場合、各会員宛てに個別送付が必要な通知等を除き、会員向けの配布物は同一住所につき1部のみ送付いたします。
- (4) 会社は、第1項に掲げる各種情報の提供方法について、変更することがあります。

7. 会員ステージ

- (1) 会員ステージ及び各会員ステージの判定基準は、別表に定めるとおりとします。
- (2) 会員ステージは、原則として、会社が定める対象クルーズにおける乗船泊数の累積した数に基づき判定します。
- (3) 累積した乗船泊数については、原則として失効しないものとします。

8. 乗船泊数

- (1) 会員は、会社が定める対象クルーズに乗船した場合、その宿泊数に応じて乗船泊数が積算されます。ただし、以下の各号に定める場合は、この限りではありません。
- ① チャータークルーズについては、会社が別途認める場合を除き、乗船泊数は積算されません。
 - ② 会社が指定する特別料金又は特別プログラムにより利用したクルーズについては、会社が別途定める場合を除き、乗船泊数の積算及びステージに応じたクルーズ代金割引の適用対象外とします。
 - ③ クラブの会員特典として無償で付与されるクルーズ、宿泊その他会社が別途定める無償部分については、乗船泊数として積算されません。
- (2) 積算された乗船泊数は、会員か否かに拠らず、他者との間で共有、合算及び譲渡することはできません。

9. 会員特典

- (1) 会員は、その会員ステージに応じ、各種割引、優先予約、優先案内、イベント招待その他の会員特典を利用することができます。会員特典の概要は別表に定めるとおりとし、それらの詳細については会社ウェブサイト等に記載するところによります。
- (2) 会社は、会員ステージ、乗船泊数、予約状況、参加条件その他の事情に応じ、別表の定めに関わらず、特定の会員に対し、ボーナス会員特典、キャンペーン、優先案内その他の会員特典を提供することがあります。
- (3) 会員特典は、原則として、会員本人に限り有効とし、会社が別途認める場合を除き、第三者への譲渡、共有又は換金はできません。
- (4) 一部の会員特典については、対象クルーズ、対象客室、在庫状況、予約時期その他の条件により利用できない場合があります。

- (5) 会社は、会員誌、パンフレットその他会員向け配布物について、その内容、提供対象、提供時期又は提供方法を見直し、変更し、又は終了することがあります。
- (6) 最終乗船日から相当期間乗船実績がない会員については、会社は、会員向け配布物その他一部会員特典の提供を予告なく停止することがあります。

10. 会員資格及び会員特典の取消し

- (1) 会員は、会社所定の方法により届け出ることにより、いつでも退会することができるものとします。退会届出が会社に到達した日をもって退会の効力が生じるものとします。
- (2) 会員が以下の各号のいずれかに該当するときは、会社は、事前に又は事後速やかに会員に通知したうえで、会員資格を取り消すことができるものとします。
 - ① 会員の死亡の場合
 - ② 会員特典の不正利用があった場合
 - ③ 本規約又は会社が定める手続への重大な違反があった場合
 - ④ 入会申込みその他届出に関して虚偽の記載又は通知を行った場合
 - ⑤ その他、会社との信頼関係を著しく損なう行為を行ったと会社が合理的に判断した場合
- (3) 前項の規定により会員資格を取り消された場合、当該会員は、会員ステージに基づく特典その他クラブに基づく利益を利用する権利を失うものとします。
- (4) 会社はその理由に拠らずクラブを終了する権利を有し、会社は、終了日の 60 日前までに会員に対しその旨を通知するものとします。

11. 会員規約・会員特典の変更

- (1) 会社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本規約、会員ステージ、会員特典内容、対象船舶、対象クルーズ、運営方法その他クラブに関する(以下本条において「規約等」という)の全部又は一部を変更することができるものとします。
 - ① 変更が会員の一般の利益に適合するとき
 - ② 変更が、クラブの目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更に係る事情その他の変更に関する事情に照らして合理的なものであるとき
- (2) 会社は、規約等を変更する場合、変更後の内容及び効力発生日を定め、効力発生日の 30 日前までに、会社ウェブサイトへの掲示及び電子メールの送信その他会社が適当と認める方法により、会員に通知するものとします。ただし、法令の改正への対応その他緊急やむを得ない場合は、効力発生日の前に速やかに通知するものとします。
- (3) 前項の通知に定める効力発生日の到来をもって、変更後の規約等が適用されるものとします。
- (4) 規約等の変更が会員に不利益となる場合において、会員が当該変更不同意ときは、会員は、変更の効力発生日前までに会社所定の方法により退会することができます。
- (5) 第 1 項に基づく会員特典の変更により会員に損害が生じた場合であっても、会社に故意若しくは過失又は責めに帰すべき事由がある場合を除き、会社はその賠償の責任を負わないものとします。

12. ダイレクトメール送付の権利

会社は会員に対し、郵便、ダイレクトメール、電子メール、SMS、ソーシャルメディアアプリその他の方法により、キャンペーン資料、宣伝資料、商品情報及びクラブに関する案内を送付することがあります。

13. 個人情報の利用目的について

クラブの入会に際し、申込書等に記載された個人情報は、旅行商品・説明会・催事・キャンペーンのご案内、会員特典サービスのご提供、累積乗船泊数のお客様への通知、将来よりよい旅行商品やプロモーションの開発のためのマーケット分析やアンケートの実施をする範囲内で利用させていただきます。また、個人情報はダイレクトメール発送業者に対し、予め電子的な方法等で送付することによって提供します。お申込みをいただく際にはこれらの個人データの提供についてお客様の同意をいただくものとします。

14. 準拠法及び裁判管轄

会員規約の準拠法は日本法とし、会員規約に関して紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

MITSUI OCEAN CLUB (三井オーシャンクラブ)事務局

〒100-0013

東京都千代田区霞が関3丁目8番1号
虎ノ門ダイビルイースト6階

MITSUI OCEAN CRUISES クルーズデスク

電話番号:0120-791-211

携帯電話の場合:03-4446-7532(有料)

営業時間(月～金)10:30～17:00

※土日祝はお休みとなります

別表(会員ステージ、各会員ステージの判定基準、および会員ステージ別会員特典の概要)

各会員ステージにおける会員特典の概要は、次のとおりとします。

ステージ名称	メンバー	ブルー	ブロンズ	ゴールド	プラチナ	ダイヤモンド	注記
泊数基準(累積乗船泊数)	0泊から 7泊まで	8泊から 39泊まで	40泊から 79泊まで	80泊から 149泊まで	150泊から 249泊まで	250泊以上	
新規会員特典	○ 0泊のお客様のみ	-	-	-	-	-	●ご乗船経験のない新規会員を対象に、初回クルーズでご利用いただけるオンボードクレジット(譲渡・換金不可)10,000円分を進呈します。
次回クルーズ用 キャンペーンバウチャー	○	-	-	-	-	-	●2回目のクルーズが10%割引(1回限り有効)となります。
クルーズ代金割引	-	3%	5%	7%	10%	10%	●会社所定の除外日、対象外商品、その他会社が別途定める条件に従うものとします。 ●商船三井株主様へご案内している優待券と併用することができます。その他の割引、キャンペーン又は別途付与された会員特典との併用可否については、都度お知らせします。 ●チャータークルーズには適用することができません。
無料クルーズ(最大4泊まで)	-	-	-	-	-	○ 250泊以降、 100泊達成ごと	●客室タイプはベランダスイートのみ。 ●条件を達成した日から1年以内にご利用ください。 ●1名でのご利用も可能です。 ●税金、各種手数料、港湾使用料、発着港までの交通費や宿泊費等は、お客様負担となります。
ショップ商品割引	-	-	5%	5%	10%	10%	●一部のブランド・商品は対象外。
スパトリートメント割引	-	-	5%	5%	10%	10%	●一部のサービスは対象外。
スパ物販商品割引	-	-	-	-	5%	5%	●一部のブランド・商品は対象外。
チェックイン、下船、 テンダーボート利用時の優先対応	-	-	○	○	○	○	●運航上の理由によりご利用いただけない場合があります。
優先予約	-	-	一般販売日の 1営業日前から	一般販売日の 2営業日前から	一般販売日の 3営業日前から	一般販売日の 3営業日前から	●商品発表時に、左記と異なる優先予約開始日を設定する場合があります。
会員限定プロモーション、 新商品情報の優先案内	○	○	○	○	○	○	
会員限定船内イベント	-	-	-	○	○	○	●カクテルパーティーやアフタヌーンティーなど。 ●すべてのクルーズで開催するとは限りません。
ハーモニーラウンジ 無料利用	-	-	-	-	○	○	●4泊以上のクルーズで1日に限りご利用いただけます。

附則

第1条(施行日)

本規約は、2026年7月3日から施行します。

第2条(経過措置)

- (1) 2026年7月2日までに行われた予約については、当該予約に基づく会員ステージ判定に限り、改定前の基準(通算乗船回数ベースのステージ判定)を適用します。
- (2) 前項の経過措置は、改定前において、通算乗船回数ベースの旧ステージ制度により、次回乗船で上位ステージに到達することが見込まれていた会員への配慮として設けるものです。
- (3) ただし、2026年7月2日までに行われた予約が本改定以降に取り消された場合、当該予約は通算乗船回数に算入されません。この通算乗船回数の減少を反映し、遡及して再度通算乗船回数ベースのステージ判定を行います。

第3条(既存ポイントに関する取扱い)

- (1) 本改定の施行日以後、従前のドルフィンズクラブにおけるポイント付与、ポイント利用及びポイント換算に関する制度は終了します。
- (2) 本改定の施行日時点で会員が保有する未使用ポイントについては、会社が別途定める方法により、クルーズ代金に充当することができるクルーズ商品券(「会員特典バウチャー」)に転換するものとします。
- (3) 前項の会員特典バウチャーその他の代替手段の交付時期、有効期限、利用対象クルーズ、併用可否、株主優待との関係その他の条件は、会社が別途定め、会員に通知します。